

徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会について

1 徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画について

(1) 計画の根拠

高齢者福祉計画は老人への福祉サービス全般にわたる供給体制の確保に関する計画として、また、介護保険事業計画は3年を一期として国の基本指針に基づき、介護保険事業における保険給付の円滑な実施に関する計画として定めるものである。なお、両計画は一体的なものとして作成することが高齢者福祉法及び介護保険法により定められている。

(2) 計画の期間

本年度策定する両計画は平成30～32年度を計画期間とする。

2 計画の策定体制

(1) 策定委員会（市民会議、23人）

① 構成

学識経験者5人、保健・福祉・医療関係者13人、その他市長が必要と認める者（地域住民等）5人（うち公募市民1人）

② 所掌事務

徳島市が平成29年度に策定する高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に関し、広く市民の意見を求めるため設置。高齢者福祉計画及び介護保険事業計画について検討し、その結果を市長に報告する。

(2) 策定会議（24人）

① 構成

会長1人（保健福祉部長）、副会長2人（保健福祉部副部長、福祉事務所長）、委員21人（副部長会議メンバー）

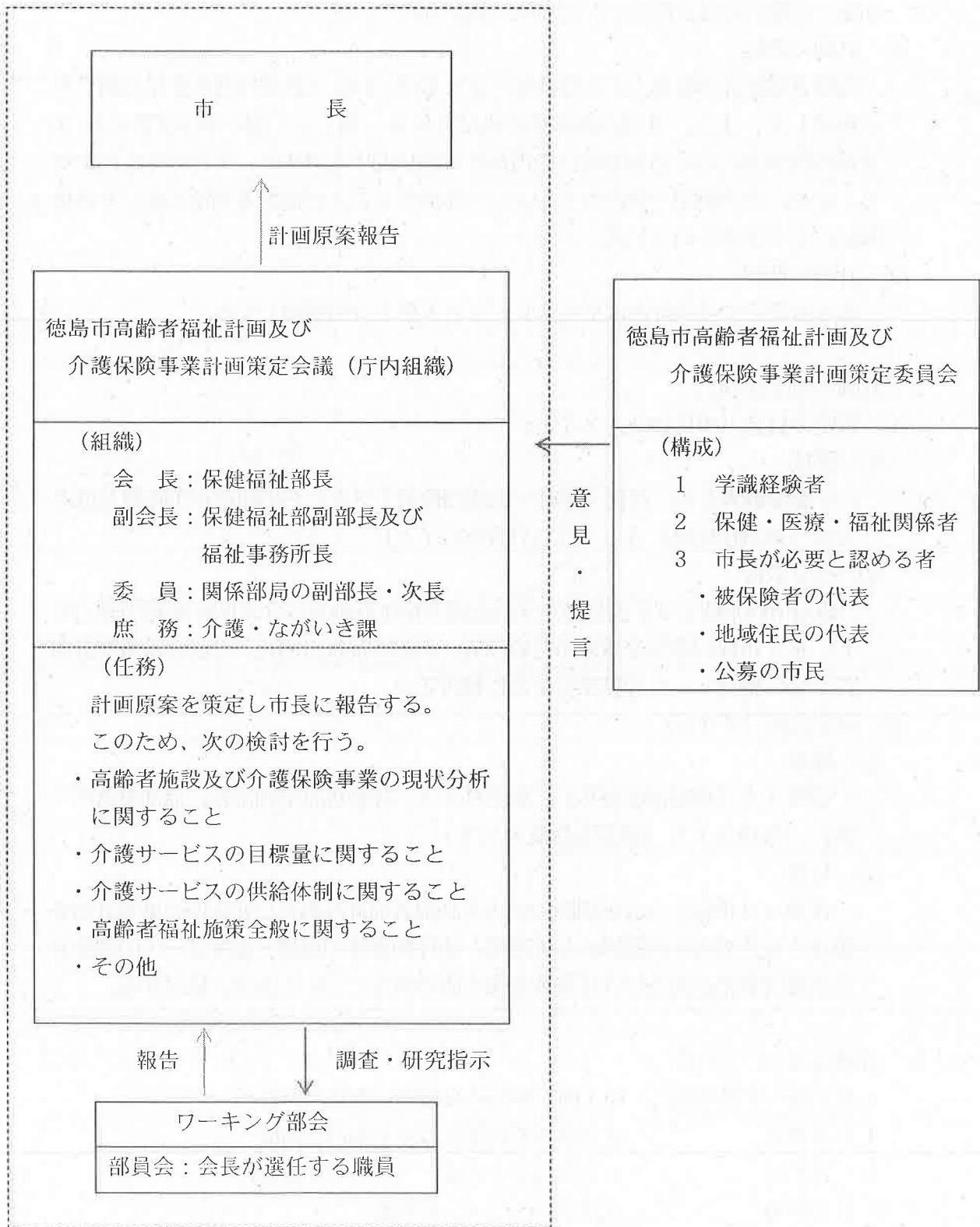
② 任務

平成30年度から計画期間の始まる高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定するための庁内組織として設置。被保険者等の保健・福祉ニーズの把握及び高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定について調査、検討する。

3 計画のスケジュール

6月下旬～7月中旬	第1回策定会議及び策定委員会開催
10月中旬	第2回策定会議及び策定委員会開催
11月下旬	12月議会で素案・パブコメ実施報告
12月中旬	パブリックコメント実施
1月下旬	第3回策定会議及び策定委員会開催
2月中旬	第4回策定委員会開催（市長への提言）
2月下旬	3月議会事前委員会でパブコメ結果及び計画案報告

徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画 策定体制



徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 徳島市が平成29年度に策定する高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に関し、広く市民の意見を求めるため、徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、徳島市の高齢者福祉計画及び介護保険事業計画について検討し、その結果を市長に報告する。

(委員)

第3条 委員会は、委員25人以内で構成し、委員は次に掲げる者の中から、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・福祉・医療関係者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 前項各号の委員数及び選定方法については、別に定める。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び、副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、市長に対し第2条の規定による報告を行った時点をもって終了するものとする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、保健福祉部介護・ながいき課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員名簿

(敬称略:五十音順)

氏名	カナ	所属団体名等	備考
秋田 孝	アキタ タカシ	徳島市民生委員児童委員協議会	
池添 純子	イケゾエ ジュンコ	阿南工業高等専門学校	
鷺 春夫	ウグイス ハルオ	徳島県理学療法士会	
大木元 繁	オホキモト シゲル	徳島県東部保健福祉局 徳島保健所	
兼松 義典	カネマツ ヨシノリ	徳島市歯科医師会	
島田 和男	シマダ カズオ	徳島市コミュニティ連絡協議会	
白山 靖彦	シラヤマ ヤスヒコ	徳島県地域包括ケアシステム学会	
管惣 美津子	スガソウ ミツコ	地域包括支援センター	
田蒔 正治	タマキ マサハル	徳島県老人保健施設協議会	
津田 祐子	ツタ ユウコ	学校法人 四国大学	
富永 和弘	トミナガ カズヒロ	徳島市社会福祉協議会	
富永 圭司	トミナガ ケイジ	徳島市薬剤師会	
豊田 健二	トヨタ ケンジ	徳島市医師会	
中東 勢治	ナカヒガシ セイジ	NPO法人徳島県介護支援専門員協会	
邊見 知恵子	ヘミ チエコ	社団法人徳島県看護協会	
細井 啓造	ホイ ケイゾウ	徳島市老人クラブ連合会	
松岡 敏彦	マツオカ トシヒコ	日本認知症グループホーム協会 徳島県支部	
三浦 哉	ミウラ ハジメ	国立大学法人 徳島大学	
南 育広	ミナミ イクヒロ	徳島文理大学 総合政策学部	
宮生 仁美	ミヤウケ ヒトミ	公募委員	
保岡 正治	ヤスオカ マサハル	徳島県慢性期医療協会	
山本 雅敏	ヤマモト マサトシ	日本労働組合総連合会徳島県連合会	
吉田 光子	ヨシダ ミツコ	徳島県老人福祉施設協議会	

徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定会議設置要綱

(設置)

第1条 平成30年度から計画期間の始まる高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定するための庁内組織として、徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 策定会議は、次に掲げる事項について調査、検討し、市長に報告する。

- (1) 被保険者等の保健・福祉ニーズの把握に関すること。
- (2) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定に関すること。

(組織)

第3条 策定会議は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長は、保健福祉部長をもって充てる。
- 3 副会長は、保健福祉部副部長及び福祉事務所長をもって充てる。
- 4 委員は、別に掲げる部等の副部長級をもって充てる。

(職務)

第4条 会長は、策定会議を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 策定会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(ワーキング部会)

第6条 会長が必要と認めるときは、策定会議にワーキング部会を設置することができる。

- 2 ワーキング部会は、会長が選任するメンバーをもって構成し、策定会議の指示を受け調査研究する。

(庶務)

第7条 策定会議の庶務は、保健福祉部介護・ながいき課において処理する。

(必要事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

別掲（第3条関係）

徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定会議

企画政策局、総務部、財政部、市民環境部、経済部、都市整備部、土木部、危機管理監、会計管理者、消防局、病院局、教育委員会、水道局、交通局

徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定会議委員

区分	氏名	職名
会 長	井 上 孝 志	保健福祉部長
副 会 長	久 保 英 夫	保健福祉部副部長兼 保健福祉政策課長事務取扱兼 社会福祉センター館長
副 会 長	坂 尾 美 郎	福祉事務所長兼 生活福祉第一課長事務取扱
委 員	井 内 康 夫	企画政策局次長兼 企画政策課長事務取扱
委 員	都 築 伸 也	行政管理総室長
委 員	清 部 敢 司	総務部副部長兼総務課長事務取扱
委 員	久 次 米 浩 文	財政部副部長兼財政課長事務取扱
委 員	日 下 裕 司	税務事務所長兼市民税課長事務取扱
委 員	大 澤 昇 司	市民環境部副部長
委 員	杉 野 聡	市民環境部副部長兼 人権推進課長事務取扱
委 員	吉 岡 健 次	経済部副部長
委 員	須 藤 浩 三	まちづくり推進総室長
委 員	山 尾 士 朗	都市整備部副部長兼 住宅課長事務取扱
委 員	石 川 稔 彦	土木部副部長兼道路維持課長事務取扱
委 員	岩 田 祐 治	土木部副部長兼下水道事務所長
委 員	北 野 治	副危機管理監兼 危機管理課長事務取扱
委 員	森 良 光	消防局次長
委 員	大 谷 明 彦	消防局次長兼東消防署長
委 員	堀 博 行	会計管理者兼会計課長事務取扱
委 員	小 川 善 弘	教育次長
委 員	弘 田 昌 紀	教育次長
委 員	辻 裕 之	水道局次長
委 員	児 島 正 実	交通局次長兼総務課長事務取扱 都市整備部付参事併任
委 員	宮 内 正 彦	病院局次長兼市民病院事務部事務長